

高原町告示第42号

平成29年第4回高原町議会臨時会を次のとおり招集する

平成29年8月2日

高原町長 日高 光浩

1 期 日 平成29年8月9日

2 場 所 高原町役場議場

○開会日に応招した議員

益本 一博君	松元 茂春君
北迫 泉君	中村 昇君
温谷 文雄君	反田 吉巳君
入佐 廣登君	陣 圭介君
清水 公雄君	宮司 勲君

○8月9日に応招した議員

○8月9日に応招した議員

○応招しなかった議員

.....

.....
平成29年 第4回 高原町議会臨時会 会議録 (第1日)

平成29年8月9日 (水曜日)

.....
議事日程 (第1号)

平成29年8月9日 午前10時45分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 議案第33号 特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例及び町長等の給与の特
例に関する条例の一部を改正する条例

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 議案第33号 特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例及び町長等の給与の特
例に関する条例の一部を改正する条例

出席議員 (10名)

1番 益本 一博君	2番 松元 茂春君
3番 北迫 泉君	4番 中村 昇君
5番 温谷 文雄君	6番 反田 吉巳君
7番 入佐 廣登君	8番 陣 圭介君
9番 清水 公雄君	10番 宮司 勲君

欠席議員 (なし)

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 松元和由紀君	書記 平 真樹君
	書記 石山 直美君

説明のため出席した者の職氏名

町長 日高 光浩君 副町長 横山 安博君
教育長 江田 正和君
会計管理者兼会計課長 湯田 秀規君
総務課長 中嶋 秀一君 農村建設課長 新福小太郎君
.

◎ 開議・日程 10時45分

議長（宮司勳君）

ただいまから平成29年第4回高原町議会臨時議会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

会期日程案及び本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

_____ ○ _____

◎ 日程第1 会議録署名議員の指名

議長（宮司勳君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、3番、北迫泉議員及び4番、中村昇議員を会議録署名議員に指名します。

_____ ○ _____

◎ 日程第2 会期の決定

議長（宮司勳君）

日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間に決定しました。

_____ ○ _____

◎ 日程第3 議案第33号 特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例及び町長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

議長（宮司勳君）

日程第3、議案第33号、特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例及び町長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。町長。

町長（日高光浩君）

（登壇）

議案第33号、特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例及び町長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案書は1ページをお開きください。

御案内のとおり、このたびの本町職員における不祥事に関しましては、町民の皆様を初め、多くの関係者の方々に多大なる不安と御迷惑をおかけし、町に対します信用、信頼を著しく失墜いたしましたことは、まことに申しわけなく、心から深くおわびを申し上げる次第でございます。

私、みずからの統括権限と私自身の最高補助機関である副町長の職員の監督権限を、それぞれ、みずから自戒し、その責をただすために、給与の減額をいたすものでございます。

今後は、職員一人一人が全体の奉仕者という自覚を持ち、社会的責任を深く認識いたし、より一層の綱紀粛正に努め、管理体制、職員指導を徹底してまいります。

以上、御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。 (降壇)

議長 (宮司勸君)

これから質疑を行います。質疑はありますか。8番、陣圭介議員。

8番 (陣圭介君)

議案第33号、特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例及び町長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例につきまして、2点ほど質疑いたします。

まず、議長にお願いがありまして、この本会議は全庁放送されておりまして、職員の方々も聞いていらっしゃるんですけども、この点に鑑みて、先ほどの全員協議会における質疑と本会議における質疑、私、分けておりますので、この点、一応御理解いただきたいと思っております。

まず1点目です。本件議案は、町長及び副町長の給料を1月2割減じるものでありますけれども、本件議案の前提となる職員の処分につきまして、まず一点お聞きしたいと思っております。

地方公務員法の第29条第1項各号に懲戒規定が設けられておりますけれども、この懲戒規定に該当するものと考えております。すなわち、同法第29条第1項には、まず第1号におきまして、法令等に違反する場合は規定をされておりまして、第2号に職務上の義務に違反し、または職務を怠った場合は規定されており、第3号に全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合は規定されています。

任命権者におきましては、これらに該当すると判断しているはずでありますけれども、どの法令等のどの条文に該当するのかを具体的に答弁願いたいと思っております。

2点目です。都市計画マスタープラン策定業務のような専門性の非常に高い業務におきましては、通常どのような業者選定手続を実施しているのか答弁願いたいと思っております。

以上です。

議長 (宮司勸君)

町長。

町長（日高光浩君）

ただいま、陣議員から懲戒処分について御質問いただいたところでございます。

今回の懲戒の事由といたしましては、職務上の義務違反、また、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行があった場合ということについて、私自身、処分をいたしたところでございます。

議長（宮司勳君）

農村建設課長。

農村建設課長（新福小太郎君）

陣議員の御質問にお答えいたします。

通常、余り発生しない事例でございますマスタープランの内容でございますけれども、この策定につきましては、近隣市町村、または本課等に聞きまして、その実績等を見ながら、うちのほうによく来てくださる営業等の努力を見ながら、その選定につきましては決定したところであります。

以上です。

議長（宮司勳君）

8番、陣圭介議員。

8番（陣圭介君）

まず1点目につきましては、町長から大体のところ、概要の部分を答弁いただいたんですけれども、私の質疑が、地方自治法の、どの、今おっしゃったのは地方公務員法の第29条第1項の各号の懲戒処分に該当すると考えていますけれども、そのこの部分の、その該当するところを聞いているんじゃないくて、だから法令等の根拠法令の部分の聞いているんですけれども、懲戒処分を下したのはわかるんです。地方公務員法に違反するというのはわかったんですけれども、どの法令のどの条文に該当するのかわかるかというところを聞いたんですが、そのこの答弁を1点お願いします。

2点目の質疑なんですけれども、大体、近隣市町村からの実績を見ながら、営業等を受けて話をしているという話なんですけれども、例えば、これ、総務課にお聞きしたいんですけれども、この専門性の高い業務の中で業者選定手続を行う場合に、今回、多分、同じようなそういった実績を持って、担当職員もそういった業者選定手続を行っていたと信じていると思うんです。

ほかのこういう専門性の高い業務において、ほかの課ではどのような手続を行って、例えば、今、処分を下された職員と同じような手続を経ているのであれば、これ、職員の大量処分ということにもつながりかねないんで、その辺のこの部分というのは説明いただきたいと思います。

議長（宮司勳君）

総務課長。

総務課長（中嶋秀一君）

陣議員の御質問にお答えいたします。

まず1点目の懲戒処分の事由、これに対します法令の適用条項でございますが、29条第1項第1号、第2号……。 (発言の声あり)

議長（宮司勳君）

暫時休憩いたします。

休 憩 10時53分

○

再 開 10時53分

議長（宮司勳君）

休憩前に引き続き会議を開きます。議事を継続いたします。

総務課長。

総務課長（中嶋秀一君）

改めてお答えいたします。

まず、法令等に従う義務というのがございます。この点が一点。それから、秘密を守る義務、これが一点ございます。そして、最後に職員であるための職員全体の信用失墜、この3点がございます。

それから、指名推選のあり方ですが、基本的に所管課のほうでどういった業者が適しているのか、そうしたものを議論しながら選定を行っております。

その点については、また改めて指名のあり方、こういったものを入札制度検討委員会でも検討しながら、どこに課題があったのか、そういったものをきちんと検証しながら、次の事務に反映していきたいと、このように考えております。

以上でございます。

議長（宮司勳君）

暫時休憩いたします。

休 憩 10時56分

○

再 開 10時59分

議長（宮司勳君）

休憩前に引き続き会議を開きます。議事を継続いたします。

総務課長。

総務課長（中嶋秀一君）

お答えいたします。

職務上知り得た秘密あるいは職務上の秘密、こうしたものに該当する部分がございますので、この点は御理解いただき、答弁を控えさせていただきます。

議長（宮司勲君）

今の答弁でよろしゅうございますか。——はい。

ほかにございませんか。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

反対討論はありませんか。8番、陣圭介議員。

8番（陣圭介君）

議案第33号、特別職の職員で常勤の者の……。休憩をとっていただけますか。

議長（宮司勲君）

暫時休憩いたします。

休 憩 11時00分

○

再 開 11時03分

議長（宮司勲君）

休憩前に引き続き会議を開きます。議事を継続いたします。

8番、陣圭介議員。

8番（陣圭介君）

すいません、改めます。議案第33号、特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例及び町長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例につきまして、反対の立場から討論いたします。

まず、本件議案の前提となる職員に対する行政処分につきまして、高原町都市計画マスタープラン策定業務に係る入札情報の漏えいの容疑で、当該職員が逮捕されたことを受けた処分であります。

しかしながら、本件逮捕容疑につきまして、検察は、7月10日、不起訴相当としておりますので、推定無罪の原則により、当該職員は完全に無罪とされるべきものであります。

この不起訴処分を受けてもなお当該職員を事情聴取し、これに基づいて減給以上の不利益処分を科すという当局の対応については、懲戒処分を科すことを目的とした事情聴取を行っているような疑念すら抱かざるを得ません。

また、各種入札業務に係る手続について、行政機関の責務として、本来であれば手続上の基準を設け、いかに専門性の高い業務でも、その基準に沿って業務を行うべきであると考えます。

しかし、本町の入札業務に係る手続において、そのような状態が整備されないまま担当者を処分するということは、行政手続上の瑕疵を放置するという重大な懈怠行為であるとともに、今後、入札業務に従事する各課担当職員が懲戒処分のリスクをはらみながら業務に従事することとなり、職員の勤務意欲の低下にもつながりかねません。

すなわち、私は当該職員に対する行政処分及びその他の職員3名に対する懲戒処分は失当であり、前提となる処分が失当である以上、本議案については反対すべきものであると考えます。

以上で私からの反対討論を終わります。

議長（宮司勲君）

次に、賛成の討論はありますか。

次に、反対の討論はありますか。1番、益本一博議員。

1番（益本一博君）

私も、この議案に対しては反対の立場からの討論をしたいと思います。

趣旨については、今、陣議員がおっしゃったところもかぶっている部分もありますが、特に本件に関しましては、議案提案にたどる経過について、私は不手際があったと、その不満を感じざるを得ません。

つきましては、町当局に猛省を促すために反対します。

議長（宮司勲君）

ほかに反対の討論はありますか。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。議案第33号は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立多数です。よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

以上で、今期臨時会に付議されました案件は全部終了いたしました。

これにて、平成29年第4回高原町議会臨時会を閉会します。

○

◎ 閉 会

11時07分